

目白大学同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、目白大学同窓会と称する。

(位 置)

第2条 本会の本部を、目白大学新宿キャンパス内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、合わせて目白大学（以下母校とする）の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助・親睦に関する事業
- (2) 母校の教育活動への協力に関する事業
- (3) 母校の学生に対する支援に関する事業
- (4) 会員名簿の作成・更新および会誌の発行に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、正会員と準会員をもって組織する。(以下会員とする)

2 正会員は母校を卒業し終身会費を納めたものとする。

3 中途退学者および教職員として勤務経験を有する者が希望する場合、役員会の審議を経た後、所定の手続きを行う事で準会員となることができる。

4 会員は、その住所および氏名に変更が生じたときは速やかに本会へ通知しなければならない。

(会員の除名)

第6条 会員に次の各項に該当する行為があったときは役員会にて議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、会則に反する行為のあったとき。
- (2) 本会の目的に違反し、秩序を乱したとき。
- (3) 本会の事業ならびに業務に対し、妨害行為があったとき。

(名誉会員)

第7条 本会は、本会の発展に功労にあった者で、かつ、役員会で承認された者を、名誉会員とすることができる。

第3章 運営組織

(役 員)

第8条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹 事 若干名

- (6) 会 計 1 名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 会計監査 2 名

2 本会に名誉会長および名誉顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 役員（会計監査）は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、役員の互選によって定める。
- 3 事務局長、幹事長、幹事及び会計は、会長が推薦し役員承認を得て会長がこれを任命する。
- 4 名誉会長は、目白大学学長をこれに任ずる。
- 5 名誉顧問は、目白大学理事長をこれに任ずる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、就任後2年以内の最終決算に関する定期総会の終了時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 4 役員が心身の故障などの理由により職務の執行に耐えないとき、又は役員として相応しくない行為があったときは、役員会の審議を経てその承認により任期を問わず即時解任することができる。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局を統括し、本会の事務を所掌する。
- 4 幹事長は、役員会を招集し、その議長にあたる。
- 5 幹事は、本会所定の重要事項を審理し、会務の執行にあたる。
- 6 会計は、本会の会計を管理し、会計年度終了後、速やかに資料をとりまとめ会計監査へ提出する。
- 7 顧問は、本会の重要事項に対して役員会の諮問に応じる。
- 8 会計監査は、本会の会計経理を監査し総会に報告するとともに、必要に応じて役員会の開催を要求することができる。

(機 関)

第12条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

(総 会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関として位置づける。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催される。
- 3 定期総会は、毎年1回、定期的に開催することとする。
- 4 臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会の終了後、決議の結果を速やかに報告する。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会が行う事業の承認
- (3) 予算・決算の承認

- (4) 本会役員の選出
- (5) その他役員会において重要と認められた事項の承認

(役員会)

第15条 役員会は、第8条に定める役員全員によって構成される。

- 2 役員会は年2回開催する。ただし、会長は必要と認めた場合は、いつでも役員会を開催することが出来る。
- 3 役員会に欠席する場合は事務局へ通知しなければならない。また第8条に定める役員に議決権を委任することができる。
- 4 役員会は第8条に定める会計監査を除く役員の委任を含む過半数の出席をもって成立する。
- 5 役員会の議事は、出席者の3分の2以上の同意をもってこれを決する。

(役員会の審議事項)

第16条 役員会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算案の審議
- (2) 会則改訂の発議
- (3) 事業案の審議
- (4) その他の重要事項

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。

- 2 事務局には第8条に定める役員の中から互選された事務局委員を若干名置く。
- 3 事務局委員の任期は当該幹事の任期と同一とする。
- 4 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 金銭出納及び財務管理等に関する事務
 - (2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務
 - (3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
 - (4) 会員名簿の作成に関する事務
 - (5) 会報の発行に関する事務
 - (6) その他、本会運営に関する事務

第4章 支部

(支部)

第18条 本会は、会員の申請に基づき、役員会の承認を経て、支部を置くことができる。

- 2 支部設立の目的は、次の各号全てを満たすものとする。
 - (1) 会員相互の親睦を図る。
 - (2) 本会の活動の活性化を図る。
 - (3) 母校の発展に寄与する。
- 3 支部に関わることについては、細則に定める。

第5章 会計

(資産及び経費)

第19条 本会の資産は次の各号に掲げるものを以って構成し、経費は、資産を以ってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、その他の収入

(終身会費)

第20条 本会の正会員は、目白大学卒業時に終身会費25,000円を一括納入する。

(会計年度)

第21条 本会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(報酬及び交通費)

第22条 会員の同窓会活動はすべて無報酬で行う。ただし、相当の理由がある場合は内規に従い役員会の承認を経て役員及び会員に報酬を支給する事とする。

2 役員及び会員の企画・会議参加時の交通費等については細則に定めた通り支給する。

第6章 改 廃

(会則の改廃)

第23条 本会則は、役員会の審議を経て、総会の承認を得なければ、これを変更することはできない。

2 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成11年2月20日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成16年11月14日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成17年10月30日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成19年6月23日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成24年4月1日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成25年2月28日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成27年8月31日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成30年7月1日から効力を発する。
- 1 この会則は、令和7年6月28日から効力を発する。